

規制の事前評価書

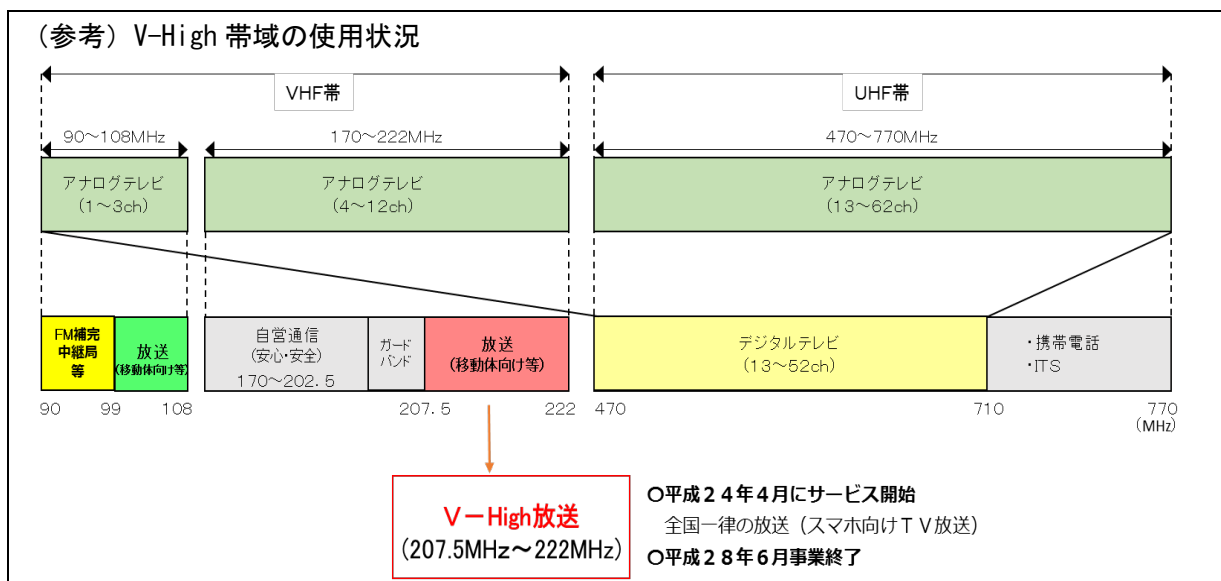
法律又は政令の名称： 電波法の一部を改正する法律
規制の名称： 特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加
規制の区分：新設、改正、拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：総務省 情報流通行政局 放送政策課
評価実施時期：令和 2年 2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

総務省では、V-High帯域（207.5～222MHz）の活用方策について検討を進めてきたところ、「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会（座長：伊東晋 東京理科大学理工学部嘱託教授）」の提言等を踏まえ、V-High帯域を通信・放送分野のいずれかもしくは複数のシステムに割り当てることを基本方針として取組を進めている。これらのシステムは、V-High帯域が全国で利用可能な帯域であること等を踏まえると、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するものになることが見込まれる。このようなシステムを迅速かつ円滑に整備していくためには、事業者の創意工夫により電波の有効利用をこれまで以上に促進する必要がある。通信分野（携帯電話）では、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第6号）により、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を審査する特定基地局開設料に関する制度が導入されたが、放送分野（移動受信用地上基幹放送）はその制度の対象外とされたため、現行制度の下では、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を適切に審査することができない。したがって、V-High帯域を放送分野（移動受信用地上基幹放送）のシステムに割り当てることとした場合に、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を適切に審査することができないことにより、有限希少な電波が有効利用されず、当該システムの迅速かつ円滑な整備を図ることが困難な状況をベースラインとする。



② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

現行制度の下では、放送分野(移動受信用地上基幹放送)への周波数割当に当たり、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を審査する制度が整備されていないことから、V-High帯域を放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムに割り当てることとした場合、有限希少な電波が有効利用されず、当該システムの迅速かつ円滑な整備が図られないことが課題である。

【規制の内容】

現行制度の下では、移動受信用地上基幹放送への周波数割当に当たり、特定基地局の開設計画の認定が必要となるところ、電波の経済的価値をより高く評価する者が、より電波を有効利用する者と考えられるため、電波の有効利用をより一層図る観点から、その審査項目に事業者の創意工夫を審査する項目として、特定基地局で使用する周波数の電波の経済的価値について開設計画の申請者が自ら金銭的に評価した額である「特定基地局開設料」(認定を受けた場合には納付すべき額となる。)に関する事項を追加する等の措置(以下「本件規制」という。)を新たに講ずる必要がある。

なお、令和2年1月29日に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」が取りまとめた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」において、V-High帯域は通信・放送分野のいずれかもしくは複数のシステムの割当てが可能であることを踏まえ、現時点において、通信・放送を区別することなく、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシ

システムを導入する場合に、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用することが可能となるよう、予め関連制度の整備を進めておくことが適当である旨が示されている。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

本件規制の導入は、現行の特定基地局の開設計画の認定制度の審査項目に1項目を追加するものであり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。

（行政費用について）

本件規制導入後、移動受信用地上基幹放送を提供するために特定基地局を開設しようとする者が開設計画を総務大臣に提出した場合、総務大臣は特定基地局開設料の額に関する事項を審査・評価する費用が新たに発生するが、現行制度においても総務大臣は多数の事項を審査しており、追加費用は限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和するものでないため、該当せず）

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

特定基地局開設料に関する事項が開設計画の認定制度の審査事項に追加された場合、収益をあげる観点から、事業者が創意工夫をしてより一層電波を有効利用する取組を総務大臣が審査することができるようになる。事業者の創意工夫による取組により、有限希少な電波が有効利用されることで、V-High 帯域を放送分野（移動受信用地上基幹放送）のシステムに割り当てることとした場合、当該システムの迅速かつ円滑な整備が図られることが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものでないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結

果を活用して把握する。

事業者が支払った特定基地局開設料は、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策（移動受信用地上基幹放送等のネットワーク整備に係る施策等）、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値の創出を促進するために必要な施策（高品質な映像データ等を分析・加工するための先端技術の開発・実装を支援する施策等）及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策（新たなサービスが安全・安心・円滑に利用されるようにするためのサイバーセキュリティ確保に係る施策等）の実施に要する経費（電波利用共益費用に該当するものを除く。）に充てることとされており、Society5.0の実現に向けた取組が促進されることとなる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上述のとおり、新たに発生する追加的な遵守費用及び行政費用は限定的であると考えられる一方で、本件規制を導入することにより、V-High帯域を放送分野（移動受信用地上基幹放送）のシステムに割り当てることとした場合、有限希少な電波の有効利用が図られ、当該システムの迅速かつ円滑な整備が図られることとなる。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれることから、本件規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

開設計画の認定後に特定基地局開設料の額を報告させることも考えられるが、開設計画の認定時に総務大臣が審査することはできないこと、定期的な報告を行わせることでその都度遵守費用が発生することから、本件規制と比較して、得られる便益は減少する一方、費用は増大することになるため、この代替案を採用することは適切ではない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和2年1月29日に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」が取りまとめた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を踏まえ、今回の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後3年以内に、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本件規制導入後に認定を受けた開設計画に係る特定基地局の開設状況を確認する。